

大垣市 全地区

令和2年度

【農業委員会の体制】

○農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 20名(担当区域20地区) の合計39名

令和2年7月に任期満了にともない、農業委員会委員の改選を実施。農地利用最適化推進委員を11名から20名の体制に変更し、担当区域20地区全区域に、1名ずつ配置する体制となった。

事務局職員 7名(臨時職員1名含む)

取組開始前の状況や課題

- 年1回、8月中(1ヶ月)の期間で、農業委員、農地利用最適化推進委員が、自らの担当区域(居住区域)を中心に農地パトロールを実施。
- 調査結果に基づき、事務局にて資料を整理し、適正管理のお願い文書を送付。
- 文書通知後、再度農地パトロールを実施。状況確認まで、農地パトロールの業務は終了。
- 農地パトロール実施時、担当区域に委員が配置できない区域が存在した。
(担当区域に委員がいない場合は、事務局が主体で実施。)
- 農地パトロールは、現地確認、状況把握をするまでが業務で、それ以降の遊休農地(耕作放棄地)の解消の改善の指導まで、着手しきれていなかった。
- 管理(除草)のみで耕作がされていない農地やどうしたらよいかわからない(耕作の依頼方法等)農地所有者が多数存在した。

取組内容

- ◎改選により全区域で委員が配置されたため、各担当区域の農業委員、農地利用最適化推進委員のみで、1回目の農地パトロールを実施。
- ◎結果報告については、全区域に配置されている農地利用最適化推進委員が区域の責任者として、報告書(No.1)を提出。各担当区域で、農地パトロールの資料(No.2)を作成。
- 報告書を基に、事務局にて適正管理のお願い文書を送付。
- ◎文書通知後、2回目の農地パトロールを11月上旬に各担当区域の農業委員、農地利用最適化推進委員のみで実施。報告書を農地利用最適化推進委員が区域の責任者として提出。
- ◎遊休農地(耕作放棄地)と判断した農地について、特に耕作再開の見込みがあるものは、積極的に担い手を紹介し耕作の再開(耕作放棄地の解消事例)を促した。

今後の展開と方向性

- ◎各担当区域で作成した資料を基に、農地所有者へ声掛けを実施。
※委員の業務としての適正管理の指導ではなく、地元の営農者として相談ののってあげることを意識してもらう。
- ◎現在の農業委員・農地利用最適化推進委員は、地元の担い手(営農者・営農組合の代表者)が多数であることから、自ら耕作(受託)可能であれば、積極的に耕作(受託)を実施の依頼。
- ◎人・農地プランの検討会等通じて、現状(未耕作地や預けたい農地所有者等)の把握をし、地域での情報共有を図り、集積集約を実施する。
- 定期的な農地パトロールでなく、資料を基に一年を通じて、現地確認、状況把握を実施。
- 各担当区域、年1ヶ所の遊休農地(耕作放棄地)の解消を目指すため、農地パトロールが、現地確認、状況把握で終わらせず、農地所有者に対しての働きかけを目指す。

農地パトロール報告書・担当地区資料

No.1

農地パトロール報告書

No.2

担当地区資料

調査票(●●●)

該当に☑

「管理」「未管理」は草丈0.5m目安

No.	大字	字	地番	台帳地目	登記簿面積	R2.11 結果	調査日
						◎耕作 △管理 ×未管理	
7	〇〇1丁目		215-1	田	163	◎ □	/
8	〇〇1丁目		215-3	田	218	◎ □	/
9	〇〇1丁目		219-1	田	362	◎ □	/
10	〇〇1丁目		220-1	田	460	◎ □	/
11	〇〇1丁目		221-1	田	228	◎ □	/
12	〇〇1丁目		282-1	田	1,348	◎ □	/
13	〇〇1丁目		287-1	田	694	◎ □	/
15	〇〇3丁目		103	田	493	◎ □	/
16	〇〇3丁目		104	田	504	◎ □	/
17	〇〇3丁目		105	田	421	◎ □	/
18	〇〇3丁目		106	田	387	◎ □	/
19	〇〇3丁目		132	田	358	◎ □	/
20	〇〇3丁目		133	田	328	◎ □	/
21	〇〇3丁目		134-1	田	78	◎ □	/
22	△△1丁目		27-1	田	392	◎ □	/
27	□□4丁目		3-1	田	563	◎ □	/
28	□□4丁目		12-3	田	1,099	◎ □	/
29	□□4丁目		24	田	290	◎ □	/
30	□□4丁目		13	田	932	◎ □	/
37	〇△2丁目		61	田	304	◎ □	/
38	〇△3丁目		3	田	359	◎ □	/



耕作放棄地の解消事例

大垣市 南杭瀬地区

取組開始前の状況や課題

数年間、遊休農地（耕作放棄地）となっており、歩道に雑草が繁茂するなど、地元自治会や近隣住民から多数苦情が寄せられていた。

この地区には、農業委員、農地利用最適化推進委員が不在の空白地区であったため、適正管理の催告（除草等）などについては、事務局が中心となり実施を行ってきた。

しかしながら、遊休農地となった理由が、行政不満によるものであったため、事務局からの催告に対して、全く従わない状況であった。

近隣の農地は耕作を実施しており、立地的にも耕作が実施しやすい場所であった。



取組内容

令和2年7月の農業委員会委員の改選にともない、対象地区に農業委員、農地利用最適化推進委員が配置された。

担当区域の農業委員が、直接、所有者へ働きかけ、相談にのったことにより、遊休農地（耕作放棄地）を解消することに所有者から同意を得ることができた。

遊休農地を解消するため、県の農地再生週間及び市の耕作放棄地解消事業の助成を受けて除草等の作業を実施した。

農業委員が、地元の営農経営体の代表者であったことから、自らも作業に参加した。

また、市や県の事業を活用するため、市職員、事務局職員及び県職員も作業に参加した。

数年間、遊休農地（耕作放棄地）となっていたことから、解消するための作業費用がかかることとなったが、市の助成を受けることにより、費用負担を抑えることができた。

解消する農家への5年以上の利用権設定することが助成を受けるための条件であったため、作業に参加した農業委員が代表者である営農経営体に農地中間管理事業を活用して、預け入れることとなり、営農を再開することとなった。このことにより、遊休農地（耕作放棄地）が解消されることとなった。

